真庭市パートナーシップ宣誓書

私たちは、真庭市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規程に基づき、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓します。

宣誓日 年 月 日

	宣誓者	宣誓者
sp ss s		
通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電話番号		

※代筆の場合		
代筆者	氏	名
	住	所

パートナーシップ宣誓に関する確認書

私たちは、真庭市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規程に基づく「パートナーシップの宣誓」をするにあたり、次の表の確認事項の内容が事実と相違ないことを確認し、同規程を遵守します。

確認事項(該当事項チェックをして	ください。)				
(定義) 第2条					
互いを人生のパートナーとし、相	互に協力し合い、	継続的な共	同生活を	:行うことを約束し	
た関係性であること。					
(要件)第3条(1)	(要件)第3条(1)				П
宣誓する当日において、双方が成年に達していること。					
(要件) 第3条(2) ※いずれか	に該当すること				П
双方が本市域内に住所を有してい	る。				
一方が本市域内に住所を有し、他	の一方が本市域内	に転入を予	·定してレ	いる。	
転入予定者:	転入予定日:	年	月	日	
双方が本市域内に転入を予定して	いる。				
転入予定者:	転入予定日:	年	月	日	
転入予定者:	転入予定日:	年	月	日	
(要件) 第3条 (3) (4)					
「ター・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー					
(== /L) # 0 /2 / E)					
(要件) 第3条 (5)	o & 1) - [II-h 1.	7 (Elm.).)	1 3	8. m. h. 3 1 . (c.) m	
当事者同士が法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされて					
いる者同士の関係にないこと。					
ただし、パートナーシップに基づ	き養子稼組をして	いる又はし	ていた場	詩台を除く。	
注意事項(内容をご理解いただいが	トらチェックをして	てください。	.)		
(宣誓の無効) 第 10 条					
(旦書の無効) 第 10 条 虚偽その他不正な方法により、宣誓を行ったことやは受領証を不正に利用たことが判明し					
虚偽での他不正な方法により、旦言を行ったことやは交換証を不正に利用たことが刊明し たときは、宣誓が無効となり、受領書を返還しなければならないこと。					
(住民基本台帳等の確認)					
宣誓書内容等の確認のため、必要に応じて住民基本台帳等を確認する場合があります。					
旦言言的谷寺の唯祕のため、必安に応して住民基本可帳寺を確認する場合があります。					

【真庭市記入欄】

氏名	本人確認書類	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他()
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他()